

青森県企業誘致推進役設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条第1項並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年7月青森県条例第16号)第19条、職員の給与に関する条例(昭和26年7月青森県条例第37号。(以下「給与条例」という。))第20条の2及び職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年9月青森県条例第45号)第30条の10の規定により青森県企業誘致推進役(以下「推進役」という。)の任用、身分、職務及び報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 青森県内への企業誘致の推進に必要な誘致活動に関する業務に従事させるため、青森県東京事務所に推進役を置く。

(身分)

第3 推進役は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員とする。

(任用)

第4 推進役は、その職務を適切に処理しうると認められる者のうちから、選考の上、知事が任用する。

2 推進役の任用期間は、1年以内とする。ただし、任用期間は2会計年度にわたることはできないものとする。

(条件付採用期間)

第5 推進役の採用は、全て条件付のものとし、推進役がその職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、採用後1月間における実際に勤務した日数が15日に満たない推進役については、その日数が15日に達するまで条件付採用期間が引き続くものとし、実際に勤務した日数が15日に達するまでの間において、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとする。

3 正式採用のための手続等については、別に定めるところによる。

(任用期間の更新)

第6 推進役の任用期間が、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間に満たない場合には、当該推進役の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

(公募によらない再度の任用)

第7 推進役として任用された者について、公募によらず、客観的な能力の実証を経た上で、新たな会計年度において、再度任用することができる。ただし、原則として通算5年を超えて任用をすることはできない。

2 前項による再度任用の場合にあっても、第5の条件付採用が適用されるものとする。

(職務)

第8 推進役は、青森県東京事務所長(以下「所長」という。)の指揮監督を受けて次の職務を行うものとする。

- (1) 企業誘致を推進するための誘致活動に関すること。
- (2) 企業の設備投資動向等企業情報の収集、調査等に関すること。
- (3) 本県への本社機能の移転を促進するための支援制度の紹介及び各種相談への対応等に関すること。
- (4) その他企業誘致に係る事項で所長が必要と認めて指示したこと。

(身分証)

第9 推進役は、その身分を明確にし、職務の適正な執行を図るため、勤務中、常に身分証明書(第1号様式)を携帯しなければならない。

(勤務日数及び勤務時間)

第10 推進役の勤務日及び勤務時間は、1週間につき29時間を超えない範囲内において所長が定める。ただし、青森県の休日に関する条例(平成元年3月青森県条例第3号)で定める県の休日には勤務日を割り振らないものとする。

2 前項に規定する勤務日における勤務時間は、別表1のとおりとし、割振りは所長が定める。

(休暇等)

第11 推進役の休暇は、別表2のとおりとする。

(推進役の報酬)

第12 推進役の報酬は月額 300,000円とする。

2 推進役の報酬の計算期間、支給日その他の支給方法については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、報酬を支給しない。
- (2) 部分休業の承認を受けて勤務しなかったときは、報酬を支給しない。
- (3) 別表2に定める無給の休暇を受け勤務しなかったときは、報酬を支給しない。
- (4) 前号までの規定により勤務しなかった場合に支給しない報酬の勤務1時間当たりの報酬単価については、次に掲げる算式によるものとする。ただし、報酬の計算期間に勤務した日がない場合(有給の休暇を除く。)には、その報酬の計算期間の報酬は支給しない。

$$\text{勤務1時間当たりの報酬単価} = (\text{報酬月額} \times 12) / (\text{1週間の勤務時間} \times 52)$$

(5) 前号までに定めるほか、報酬の計算期間、支給日その他の支給方法については、報酬を給料とみなした場合の、給与条例の規定による給料の支給の例による。

(超過勤務報酬)

第13 推進役が次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時間に対して超過勤務報酬を支給する。

- (1) 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた場合 正規の勤務時間外に勤務した時間
- (2) 勤務時間の割振り変更により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務したとき 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間(38時間45分から割振り変更前の勤務時間を差し引いた時間(休日等が属する週においては、その時間に休日勤務報酬が支給される時間を加えた時間)に達するまでの時間を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る職員の超過勤務報酬については、別に定めるものとする。

(超過勤務報酬の報酬単価)

第14 推進役の超過勤務報酬を支給する場合における勤務1時間当たりの報酬単価については、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に掲げる算式によるものとする。ただし、時間外の勤務時間が1箇月について60時間を超えた場合の超過勤務報酬の取扱いについては、常勤の職員の時間外勤務手当の例によるものとする。

(1) 第13第1項第1号に係る超過勤務報酬

① 正規の勤務日(休日を除く。)における超過勤務報酬

ア 正規の勤務時間と時間外の勤務時間の合計が7時間45分以下の場合

勤務1時間当たりの報酬単価

$$= \{ (\text{報酬月額} \times 12) / (\text{1週間の勤務時間} \times 52) \} \times 100 / 100$$

イ ア以外の場合

勤務1時間当たりの報酬単価

$$= \{ (\text{報酬月額} \times 12) / (\text{1週間の勤務時間} \times 52) \} \times 125 / 100$$

② ①に掲げる日以外の日における超過勤務報酬

勤務1時間当たりの報酬単価

$$= \{ (\text{報酬月額} \times 12) / (\text{1週間の勤務時間} \times 52) \} \times 135 / 100$$

(2) 第13第1項第2号に係る超過勤務報酬

勤務1時間当たりの報酬単価 = $\{ (\text{報酬月額} \times 12) / (\text{1週間の勤務時間} \times 52) \} \times 25 / 100$

- 2 前項各号に掲げる算式によって得られた報酬単価の円未満の端数は四捨五入するものとする。
- 3 前2項の規定によるほか、推進役の超過勤務報酬の計算期間、支給日その他の支給方法については、給与条例の規定による時間外勤務手当の支給の例による。

(期末手当)

第15 推進役であって、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1か月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6か月以上(任期の更新により任用期間が6か月以上となることが見込まれる場合を含む。)であって、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、期末手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない職員については支給しない。

- 2 前項の期末手当の額は、基準日においてその者が受けるべき報酬月額に給与条例第19条第2項の期末手当基礎額に係る支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ次表に掲げる割合を乗じた額とする。

期末手当基礎額＝第12に規定するその者の報酬月額

在職期間	割合
6か月	100/100
5か月以上6か月未満	80/100
3か月以上5か月未満	60/100
3か月未満	30/100

- 3 前2項に定めるほか、推進役の期末手当の支給については、給与条例の規定による期末手当の例による。

(勤勉手当)

第16 推進役であって、基準日にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1か月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6か月以上(任期の更新により任用期間が6か月以上となることが見込まれる場合を含む。)であって、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、勤勉手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない職員については支給しない。

- 2 前項の勤勉手当の額は、基準日においてその者が受けるべき第12第1項に掲げる報酬月額に次項の期間率及び第4項の成績率を乗じて得た額とする。
- 3 勤勉手当の期間率は、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じ次表に掲げる割合とする。

勤務期間	期間率	勤務期間	期間率
6か月	100/100	2か月 15 日以上 3か月未満	40/100
5か月 15 日以上 6か月未満	95/100	2か月以上 2か月 15 日 "	30/100
5か月以上 5か月 15 日 "	90/100	1か月 15 日 以上2か月 "	20/100
4か月 15 日以上 5か月 "	80/100	1か月以上 1か月 15 日 "	15/100
4か月以上 4か月 15 日 "	70/100	15 日以上 1か月 "	10/100
3か月 15 日以上 4か月 "	60/100	15 日 "	5/100
3か月以上 3か月 15 日 "	50/100	0	0

- 4 勤勉手当の成績率は、常勤の職員の成績率との権衡等を考慮して別に定める割合とする。
- 5 前4項に定めるほか、推進役の勤勉手当の支給については、常勤の職員の勤勉手当支給の例による。

(費用弁償)

第17 推進役が公務のため旅行した場合には、常勤職員の旅費支給の例により、その費用を弁償する。

2 推進役が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その通勤に係る費用を弁償する。

(1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする者(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)が通勤した場合(第3号に該当する場合を除く。)

(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする者(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)が通勤した場合(次号に該当する場合を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)が通勤した場合

3 前項の規定により支給する通勤に係る費用弁償の額は、通勤 1 日につき、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 支給単位期間を1か月として給与条例第10条第2項第1号の規定により算出した運賃等相当額を平均1箇月あたりの通勤所要回数で除して得た額

(2) 前項第2号に掲げる場合 給与条例第10条第2項第2号に定める額を21で除して得た額

(3) 前項第3号に掲げる場合 前2号に定める額、第1号に定める額又は第2号に定める額

4 通勤に係る費用弁償は、月の初日から末日までの通勤日数に応じた額(運賃等相当額の算出方法が定期券によるものは1か月定期券の額)を翌月の報酬の支給定日に支給する。

- 5 通勤に係る費用弁償の支給は、新たに第2項各号に掲げる支給要件に該当した場合においてはその日から開始し、離職し、又は死亡した場合においてはその日及び支給要件を欠くに至った場合においてはその日の前日をもって終わる。
- 6 通勤に係る費用弁償は、その額を変更すべき事実が生ずるに至った場合には、その事実の生じた日から額を改定する。
- 7 通勤に係る費用弁償の支給の手續等については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 職員は、前2項に該当することとなった場合は、通勤に係る届出(別紙参考様式1)をしなければならない。
 - (2) 職員は、毎月、通勤の実績を報告しなければならない。
 - (3) 支給額の決定は、前2号の届出及び実績報告に基づき、勤務実績を確認の上、費用弁償決定簿兼請求書(別紙参考様式2)により行うものとする。

(営利企業への従事等の届出)

- 第18 推進役は、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、知事に対し、営利企業への従事等の届出(第2号様式)により、その概要を届け出なければならない。
- 2 知事は、届出の内容を確認した上で、推進役の職務の執行に必要な範囲内で、必要な指示を行うことができる。

(服務)

- 第19 推進役の服務については、青森県職員服務規程(昭和36年9月青森県訓令甲第29号)第2条、第4条の2から第7条まで、第7条の3(第3項から第6項までを除く。)、第11条から第15条まで及び第19条の規定を準用する。

(人事評価の実施)

- 第20 推進役の執務について人事評価を行う。
- 2 人事評価の実施方法等については、別に定めるところによる。

(任用通知書等)

- 第21 推進役の任用は、任用通知書(第3号様式及び第3号様式別紙)を交付して行うものとする。再度任用の場合も同様とする。
- 2 第6の規定により推進役の任期を更新したときは、任用期間更新通知書(第4号様式)を交付するものとする。

(退職承認通知書)

- 第22 推進役が任用期間の途中で退職する場合の承認は、退職承認通知書(第5号様式)を交付して行うものとする。

(災害補償)

第23 推進役の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月青森県条例第39号)など法令の定めるところによる。

(社会保険等)

第24 推進役の社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。